

ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令
 (平成五年六月三十日大蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号)

最終改正：平成二〇年二月六日財務省・農林水産省・経済産業省令第一号

(表示事項)

第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、ポリエチレンテレフタレート製の容器(内容積が百五十ミリリットル以上)のものに限る。以下単に「容器」という。)であつて、飲料(酒類を含む。以下同じ。)又は特定調味料(資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令(平成二十年農林水産省・経済産業省令第一号)で定める調味料をいう。以下同じ。)が充てんされたものについて、当該容器の材質に関する事項とする。

(遵守事項)

第二条 法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、容器を製造する事業者及び容器に飲料又は特定調味料を充てんする事業者並びに飲料又は特定調味料が充てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 別表の上欄の指定表示製品の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の底部又は側部に、一箇所以上、刻印し、かつ、容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルをはるることにより、表示をすること。ただし、飲料又は特定調味料が充てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者については刻印による表示を要しない。
- 二 表示を構成する数字、文字及び記号は、容器の全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できること。
- 三 第一号に規定する表示に装飾を施すに当たっては、前号に反しないものとする。

附則

(施行期日)

- 1. この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

指定表示製品の区分	様式
内容積が百五十ミリリットル以上二リットル未満の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたもの	容器への刻印については、様式一 容器への印刷又はラベルをはるることによる表示については、様式二
内容積が一リットル以上四リットル未満の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたもの	容器への刻印については、様式一 容器への印刷又はラベルをはるることによる表示については、様式三
内容積が四リットル以上の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたもの	容器への刻印については、様式一 容器への印刷又はラベルをはるることによる表示については、様式四

様式二



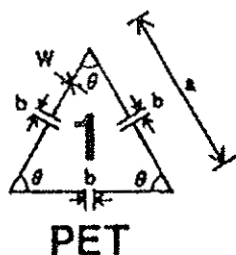
a : 一辺の長さ (15 mm以上)
 b : 一辺の切れ目の幅
 (0.7mm以上 1.1mm未満)
 W : 線の幅 (1.4mm以上)
 θ : 1つの角の大きさ(60°)
 数字の大きさは、日本工業規格 Z
 8305に規定する13ポイントの活字
 以上の大きさとする。
 文字の大きさは、日本工業規格 Z
 8305に規定する9ポイントの活字
 以上の大きさとする。

様式一



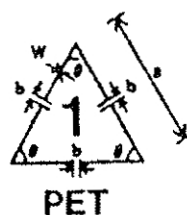
a : 一辺の長さ (8 mm以上)
 b : 一辺の切れ目の幅
 (0.3mm以上 0.8mm未満)
 W : 線の幅 (0.7mm以上)
 θ : 1つの角の大きさ(60°)
 数字の大きさは、日本工業規格 Z
 8305に規定する7ポイントの活字
 以上の大きさとする。
 文字の大きさは、日本工業規格 Z
 8305に規定する5ポイントの活字
 以上の大きさとする。

様式四



a : 一辺の長さ (28 mm以上)
 b : 一辺の切れ目の幅
 (1.5mm以上 2.0mm未満)
 W : 線の幅 (2.8mm以上)
 θ : 1つの角の大きさ(60°)
 数字の大きさは、日本工業規格 Z
 8305に規定する26ポイントの活字
 以上の大きさとする。
 文字の大きさは、日本工業規格 Z
 8305に規定する17ポイントの活字
 以上の大きさとする。

様式三



a : 一辺の長さ (21mm以上)
 b : 一辺の切れ目の幅
 (1.0mm以上 1.5mm未満)
 W : 線の幅 (2.1mm以上)
 θ : 1つの角の大きさ(60°)
 数字の大きさは、日本工業規格 Z
 8305に規定する20ポイントの活字
 以上の大きさとする。
 文字の大きさは、日本工業規格 Z
 8305に規定する13ポイントの活字
 以上の大きさとする。